

川崎市指令環廃 第199号

許可番号 第05710001425号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 横浜市保土ヶ谷区今井町1120番地1

氏 名 木村管工 株式会社

代表取締役 木村 雅生 様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年11月29日

川崎市長

福田 紀彦 印

許可の年月日

令和6年11月1日

許可の有効期限

令和13年10月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、
カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ク がれき類
以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 燃え殻、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ウ 廃油、
エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、
オ 紙くず、カ 木くず、キ 繊維くず、ク ゴムくず、
ケ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、
コ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、
サ 鉱さい、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、
ス ばいじん 以上13種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和6年11月1日 更新許可

令和6年11月1日 優良認定

5 積替え許可の有無

市名 許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

別記1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市麻生区岡上字天神谷 戸1028番1ほか (968㎡のうち193.65㎡に限る。)	保管面積 75㎡ 保管上限 100.4㎡ 積み上げることができる高さ 1.85m	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

